

旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程（平成19年旭医大達第15号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p><u>(措置等) (新設)</u></p> <p><u>第12条 学長は、動物実験責任者又は動物実験実施者が本規程又は旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学長裁定）を遵守しない場合、委員会の審議を経て、指導、改善命令、動物実験の中止の指示又は承認の取消しを行うものとする。</u></p> <p>第13条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年7月14日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律が改正されたことに伴い、国立大学法人動物実験施設協議会より機関内規定改正案が提示されたことから、動物愛護の観点からも所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第12条（略）</p>